

欧州の基準・認証制度の動向（2016年1月/2月）

● トピックス一覧 ●

- 1. 食料品・飼料
- 2. 製品安全
- 3. 自動車・運輸部門
- 4. その他の標準化

.....

1. 食料品・飼料

(1) 緊急警報通知（RASFF）：日本産食品に関する通知

食品・飼料緊急警告システム（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が1979年に設置したポータルサイトである。

2016 年2月、ポーランドは日本産のタケノコのマリネに無認可の着色料ローズベンガルが使用されていることを通知した。

表 1: 日本の食料品に対する RASFF 通知

製品／通知	物質／危険性	通知国	措置	参照
タケノコのマリネ	無認可の着色料ローズベンガル	ポーランド	破棄	RASFF 通知

(2) 福島原発事故後の日本産食品の輸入

欧州委員会は、福島原発事故後の日本産食品・飼料の輸入に対する特別措置の見直しを行った。

日本の行政機関は、2011年に発生した福島原発事故以降、EU へ輸出するにあたり、放射能汚染の程度を測定するため、特定の種類の食品・飼料に関しては特別にサンプルの抽出と放射性物質検査証明書の添付が義務付けられてきた（規則 (EU) 297/2011）。これらの要件は、変化する線量水準に応じて毎年見直しが行われている。欧州委員会は今回、日本当局から提示された最新データに基づき、改訂要件を提示する新たな規則（規則 (EU) 2016/6）を採択した。

サンプル抽出と放射性物質検査証明書の添付の要件は、日本国内の県毎に異なる。改訂された要件の概要は以下の通り：

- 福島県では、今後も特定の種類の食品・飼料を対象にサンプル抽出と放射能物質検査証明書の添付が適用される。
- 青森県と埼玉県では、サンプル抽出と放射能物質検査証明書添付は解除された。
- 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、岩手県、千葉県では、特定の品目に関してサンプル抽出と放射能物質検査証明書の添付は解除されたが、以下の品目に関しては今後も適用される：
 - キノコ類、水産物、米、大豆、ソバ、特定の食用野生植物
 - 上記生産物いずれかから加工・生成された食品
 - 上記生産物いずれかの50%以上を含む化合食品
- 秋田県、山形県、長野県では、サンプル抽出と放射能物質検査証明書の添付は今後もキノコ類と特定の食用植物、それらの生産物から加工・生成された食品に適用される。
- 静岡県、山梨県、新潟県では、サンプル抽出と放射能物質検査証明書の添付は今後もキノコ類に適用される上、食用植物の1種類に関して新たな要件が導入された。

また、日本産食品は、過去 3 年間 EU の輸入規制に従ってきた経緯を踏まえ、欧州委員会は、EU 加盟国の通関当局による 輸入取り締まりの頻度を減らすこととした。

参照：EU 官報 [L3/5](#)

(3) 原発事故後の食料品・飼料における放射能汚染の最大許容基準

EU は、原発事故後またはあらゆる場合の放射線緊急事態における、食料品・飼料の放射能汚染の最大許容基準を定めた新規則を採択した。

同規則は、2011年の福島原発事故に伴う放射能汚染があった日本産特定食料品を扱う日本の食品会社も対象となる。

参照：EU 官報 [L 13/2](#)

(4) 食料品における農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来食品で許容される特定農薬の最大残留基準値（MRL）の見直しを行った。最大残留基準値（MRL）は、食料品において許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

対象の農薬は以下の通り：

- ビフェナゼート（bifenazate）、ボスカリド（boscalid）、シアゾファミド（cyazofamid）、シロマジン（cyromazine）、ダゾメット（dazomet）、ディチオカーバメート（dithiocarbamates）、フルアジホップ P（fluaizop-P）メパニピリム（mepanipyrim）、メトラフェノン（metrafenone）、ピクロラム（picloram）、プロパモカルブ（propamocarb）、ピリダベン（pyridaben）、ピリオフェノン（pyriofenone）、スルホキサフロール（sulfoxaflor）、テブコナゾール（tebuconazole）、テブフェンピラド（tebufenpyrad）、チラム（thiram）（参照：EU 官報 [L 2/1](#)）
- オキサジキシル（oxadixyl）、スピネトラム（spinetoram）（参照：EU 官報 [L 12/28](#)）
- ディエトフェンカーブ（diethofencarb）、メソトリオン（mesotrione）、メトスラム（metosulam）、ピリミホス・メチル（pirimiphos-methyl）（参照：EU 官報 [L 13/12](#)）
- クロルピリホス（chlorpyrifos）（参照：EU 官報 [L 14/1](#)）
- アメトクトラジン（ametoctradin）、クロロタロニル（chlorothalonil）、ジフェニルアミン（diphenylamine）、フロニカミド（flonicamid）、フルアジナム（fluzinam）、フルオキサストロビン（fluoxastrobil）、ハラウキシフェン・メチル（halauxifen-methyl）、プロパモカルブ（propamocarb）、プロチオコナゾール（prothioconazole）、チアクロプリド（thiacloprid）、トリフロキシストロビン（trifloxystrobin）（参照：EU 官報 [L 15/2](#)）
- ホセチル（fosetyl）（参照：EU 官報 [L 16/8](#)）
- メチルシクロプロペン（1-methylcyclopropene）、フロニカミド（flonicamid）、フルトリアホル（flutriafol）、インドリル酢酸（indolylacetic acid）、インドール酪酸（indolylbutyric acid）、ペトキサミド（pethoxamid）、ピリミカーブ（pirimicarb）、プロチオコナゾール（prothioconazole）、テフルベンズロン（teflubenzuron）（参照：EU 官報 [L 20/1](#)と [L 109/43](#)）
- ボスカリド（boscalid）、クロチアニジン（clothianidin）、チアメトキサム（thiamethoxam）、ホルペット（folpet）、トルクロホス・メチル（tolclofos-methyl）（参照：EU 官報 [L 31/1](#)）

- COS-OGA、セレビシエ（cerevisane）、水酸化カルシウム（calcium hydroxide）、レシチン類（lecithins）、ヤナギ属の皮質（Salix spp cortex）、食酢（vinegar）、フルクトース（fructose）、微生物ペピーノモザイクウイルス CH2 1906分離株（Pepino mosaic virus strain CH2 isolate 1906）、微生物バーティシリウム・アルボ・アトラム WCS850 分離株（Verticillium albo-atrum isolate WCS850）、微生物バチルス・アミロリクエファシエンス亜種プランタラム D747 株（Bacillus amyloliquefaciens subsp. plantarum strain D747）（参照：EU 官報 [L28/12](#)）

（5）食品添加物

欧州委員会は、油脂の含有量 80% 未満のマーガリン類（spreadable fats）における酸化防止剤としてローズマリー（E 392）抽出物の使用を認可した。

EU 域内で食品中の使用が認められている食品添加物のリストは、規則 (EC) No 1333/2008 の附属書 II に掲載されており、欧州委員会は同リストの食品カテゴリー 02.2.2 に E392を追加した。

参照：EU 官報 [L 13/46](#)

（6）香料物質

欧州委員会は、EU 域内で認可されている香料物質のリストを変更した。変更点は以下の通り：

- 香料物質として γ -グルタミルバリルグリシン（gamma-glutamyl-valyl-glycine）（17.038）の使用を認可。（参照：EU 官報 [L 13/40](#)）
- ベチベロール（vetiverol、02.214）、ベチベリルアセテート（vetiveryl acetate、09.821）、2-アセチル-1,4,5,6-テトラヒドロピリジン（2-acetyl-1,4,5,6-tetrahydropyridin、14.079）、1%植物油トリグリセリド中の2-プロピオニルピロリン（2-propionyl pyrroline 1 % vegetable oil triglycerides、14.168）、2-メルカプトプロピオン酸メチル（methyl-2-mercaptopropionate）（12.266）、以上5種類の香料物質をリストから除外。（参照：EU 官報 [L 35/6](#)）
- 07.041、07.224、07.099に分類される特定の香料物質に関して新たな仕様（名称、純度又は組成）を導入。（参照：EU 官報 [L 13/43](#)）

2. 製品安全

(1) 日本製品に対する RAPEX 通知

欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）は、ヒトの健康と安全に対するリスクが確認された製品ならびに該当する製品の販売や使用を阻止または制限するために実施された政策に関する情報交換を EU 加盟国と欧州委員会の間で迅速に行うための EU の警告システムである。なお、食品、医薬品、医療機器は他の警告メカニズムにより監視されているため、RAPEX には含まれていない。

2016年1月～2月、EU 加盟国は、危険性のある日本製品（オートバイと乗用車）について通知を行った。通知の詳細は以下表の通り。

表 2: 日本製品に対する RAPEX 通知

製品	リスク／不具合	通知国	措置	参照
ホンダ 乗用車	エアバッグの欠陥が破損や乗員のケガにつながる危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0022/16)
ヤマハ オートバイ	ギアの欠陥による事故の危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0024/16)
スズキ オートバイ	前輪ブレーキの欠陥	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0025/16)
ホンダ オートバイ	ドライブシャフトのユニバーサルジョイントの欠陥が破損と後輪のロックアップ（回転停止）を引き起こす可能性から、事故につながる危険性。	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0038/16)
川崎 オートバイ	スロットルの欠陥がエンジンの正常な機能に影響する危険性	ギリシャ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0085/16)
川崎 オートバイ	エンジン停止のリスク	ギリシャ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0086/16)
スズキ オートバイ	燃料タンクの欠陥が破損と火災を引き起こす危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0093/16)
トヨタ 乗用車	エアバッグシステムの欠陥によりエアバッグの誤作動を引き起こす恐れから、ケガにつながる危険性	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0147/16)
ヤマハ オートバイ	エンジン停止のリスク	ギリシャ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0175/16)
スズキ オートバイ	電気系統が不具合を起こす可能性および突然のエンジン停止、エンジン不具合などの危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0189/16)
ホンダ オートバイ	エンジン停止およびハンドル操作に不具合を起こす危険性	ポーランド	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0202/16)
ホンダ 乗用車	エアバッグの欠陥が乗員のケガにつながる危険性	英国	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0216/16)
スバル 乗用車	フロント部のワイパーとヘッドライド、クラクションが作動しない、または誤作動の可能性およびエンジン停止の危険性	ギリシャ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0217/16)

スズキ オートバイ	エンジン停止のリスク	ギリシャ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0221/16)
スズキ オートバイ	ヘッドライトの欠陥によりショートする 可能性から、最悪の場合エンジン停止の 危険性。	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX 通知 (A12/0232/16)

(2) 医薬品

欧州委員会は、ヒト用医薬品の包装に記載される安全性表示に対して詳細なルールを定める新規則を採択した。

参照：EU 官報 [L 32/1](#)

3. 自動車・運輸部門

(1) 乗用車からの CO2排出量削減に役立つ日本の革新的技術

欧州委員会は、乗用車から排出される CO2を少なくとも 1 g CO2/km 削減に資する一連の革新的技術（通称、エコイノベーション技術）を認可した。

これにより、自動車メーカーは、これら技術を車両に装備することで、自社フリートからの CO2 排出量を削減することができる。なお、メーカーは、この革新的技術を装備した車両に適用される特定の型式認証規則に準拠する必要がある。

エコイノベーション技術として認可された革新的技術は以下表の通り：

表4: CO2排出量削減のために承認された技術

メーカー	革新的技術	参照
トヨタモーターヨーロッパ	LED 使用の効率的な外装照明システム	EU 官報 L 31/70
三菱電機 (MELCO)	MELCO モータジェネレータ	EU 官報 L 50/30

(2) 欧州委員会が自動車のバッテリーにおける鉛使用を禁じる

欧州委員会は、2000年の廃車指令（ELV 指令）を見直し、自動車のバッテリーにおける鉛の使用を禁じることを検討中である。

EU 内での鉛の使用は多くの場合禁じられているものの、ELV 指令では、自動車のバッテリーに関しては使用制限を行わず適用除外としており、同素材の使用が許可されている。しかしながら欧州委員会は、鉛を使用しない自動車用バッテリーの市場投入が可能となったとみて、ELV 指令における適用除外の廃止を検討している。

参照：ENDS の[記事](#)（2016年1月11日）、欧州委員会のエキスパート会議の[メモ](#)

(3) UN/ECE が自動車部品に関する統一の規定を採用

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、各種自動車部品の承認に関する統一規則を採択した。

欧州 委員会は、自動車製造に関わる国際標準の策定および EU 規格の国際標準化に向けて、UN/ECE の活動に関与している。

表3: UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	該当項目	参照
規則 N. 121	カテゴリーM と N の車両に適用され、自動車の手動操作装置、テルテール及びインジケータの位置、識別、色、照明に対する要件を指定する。これらの装置の十分な利用可能性と可視性を確保し、日中および夜間における装置の選択を容易にすることを目的としている。	EU 官報 L 5/9
規則 N. 13	カテゴリーM2、M3、N、O の車両におけるブレーキシステムに適用される。	EU 官報 L 42/1

(4) 欧州委員会が自動運転車に関する国際協力を開始

欧州委員会は、EU レベルの自動運転車に関する新たな専門家グループとして GEAR 2030 を設置した。同グループは、欧州委員会の各総局や自動車メーカー、消費者団体、NGO、国家当局など幅広いステークホルダーからなる。2030 年までに欧州で完全に自動化された車両の開発に向けた戦略の調整を行うことを活動の目的とする。

この目的を果たすため、GEAR 2030 は、技術面での開発（部分的自動化から完全自動化へと自動車両の進化）、規制的側面（交通規則や運転免許の要件、賠償責任の問題、保険、道路標識、サイバーセキュリティ、データ保護など）、欧州全体での研究開発事業の更なる調整を対象とする戦略を策定する予定である。

また、GEAR 2030 は米国と日本の二国間協業を含めた自動運転車の国際協力も促進する。

参照：EurActiv の[記事](#)（2016 年1 月26 日）、GEAR 2030の[ディスカッションペーパー](#)と[加盟会員リスト](#)

4. その他の標準化

(1) 欧州の標準化に関する EU 年間作業計画（AUWP）

2016 年1 月、欧州委員会は、2016 年に欧州委員会が実施予定の標準化作業を提示する欧州の標準化に関する EU 年間作業計画（AUWP 2016）を採択した。

標準化は、欧州標準化機関（ESO）の唯一の権限下にあるため、欧州委員会は原則的に自ら標準の策定を行わない。だが、欧州委員会は、標準化の依頼や指令を発し、欧州委員会の政策目標を支える具体的な標準の策定を ESO に依頼する場合がある。標準化は産業界による自発的な取り組みであるため、欧州委員会からの標準化依頼を受け入れるか否かに関しては ESO が自由に決定することができる。

こうした背景の下、AUWP 2016 は、デジタル部門、エネルギー部門、産業部門における欧州委員会の主な政策目標を支える一連の基準を提示している。今後、欧州委員会は、AUWP 下で特定された標準を策定するための正式なマンドートを ESO に発令することになる。

AUWP に含まれる最も特筆すべき主な標準は以下表の通り：

表5: 2016年に策定が見込まれる標準の一部（AUWP 2016）

政策分野	策定が見込まれる標準
デジタル単一市場	- 効率の向上と交通オペレーションのコスト削減に向けた高度道路交通システム（ITS） - 携帯電話とその他の携帯端末向けの充電設備 - 車両上データへのアクセス
エネルギーユニオン（EU全体でのエネルギー市場の調和、EUのエネルギー独立性の向上、エネルギー部門における脱炭素化に向けた欧州委員会の戦略）	- 代替グリーン技術の広範な取り込み実現 - 蛇口、シャワー製品、テレビ、スマート家電、機械工具、溶接装置のエコデザイン - 代替燃料インフラの展開ならびに消費者車両と燃料または電気充電ポイントの適合性に関するユーザー向け情報の簡便化
サービスと商品、より競争力のある産業基盤に向けた欧州の単一市場	- 家庭で堆肥化可能なプラスチック包装 - 個人防護装備（防護衣料） - 空中ケーブルの設置 - ガス状燃料を燃焼できる家電 - 欧州一般製品安全指令（General Product Safety Directive）の対象となる消費者製品（ロウソク、バーベキュー、子供靴、ベビーカーなど） - 食品に接することを前提とした物品

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2016 年1 月8 日）と [AUWP 2016](#)

(2) 欧州委員会の ICT 標準化計画

2016 年1月、欧州委員会は、欧州の標準化に関する EU 年間作業計画（AUWP 2016）を補完し、ICT（情報通信技術）に関する標準に特化した文書『ICT 標準化計画』を採択した。

ICT 標準化の戦略的重要性は、コネクテッドカーやスマートグリッド、スマート家電、デジタルマニュファクチャリング、より一般的なところでは、モノのインターネット（IoT）といった多数の最新技術を支援するために ICT を活用できるという点にある。こうした中、ICT 標準化計画は、欧州委員会が標準化が必要と認めた一連の ICT 関連分野を特定している。

なお、同計画は現在のところ、欧州標準化機関（ESO）に対して公式な標準化マנדートを出していないことに注意が必要である。同計画は、欧州委員会が将来的に標準化を依頼する可能性のある分野を強調しているだけである。

ICT 標準化計画が対象とする重要な分野とトピックの概要は、以下の通り。

表6: 標準化に対する重要な分野と特定のトピック（ICT 標準化のローリングプラン）

重要分野	特定のトピック
社会的課題	eヘルス
	活動的で健康な加齢
	ICT 製品・サービスの利用可能性
	eスキルとeラーニング
	緊急時通信
	eコール（車両に搭載する自動緊急電話システムで、2017 年の時点で全新車に義務付ける予定）
デジタル単一市場に向けたイノベーション	電子調達
	電子インボイス
	カード払い、インターネット払い、携帯払い
	eXtensible Business Reporting Language（XBRL：拡張可能な事業報告言語）
	オンライン紛争処理（ODR）
持続可能な成長	スマートグリッドとスマートメーター
	スマートシティ／スマートで効率的なエネルギーの使用を目指した技術とサービス
	ICT の環境への影響
	欧州電子通行料金サービス（EETS）
	高度道路交通システム（ITS）
	アドバンストマニュファクチャリング
	ロボット工学と全自動システム
重要なイネーブラーとセキュリティ	クラウドコンピューティング
	公共部門の情報、オープンデータとビッグデータ
	電子政府
	電子署名などの電子識別と信用サービス
	ラジオ周波数識別（RFID）

	モノのインターネット（IoT）
	ネットワークと情報セキュリティ
	電子プライバシー
	研究データと集約型コンピューティング科学用電子インフラ
	ブロードバンドインフラのマッピング
	デジタルシネマの保全

欧州委員会は、EU 加盟国や産業組合、欧州標準化機関（CEN、CENELEC、ETSI）、国際標準化機関（ISO、ITU、IEC）の代表を結集する諮問グループ「マルチステークホルダープラットフォーム（MSP）」と協力し、ICT 標準化計画を起草した。欧州委員会は、ICT 標準化計画の起草において国際標準化機関を関与させることで国際標準化と欧州標準化の間の調整を目指しているものとみてよい。

参照：欧州委員会の [ICT 標準化計画](#)

（3）CEN/CENELEC の2016年作業計画

2016年1月、欧州標準化機関である CEN（欧州標準化委員会）と CENELEC（欧州電気標準化委員会）が2016 年の作業計画（WP）を発表した。

同作業計画は複雑かつ膨大なため、以下では日本企業に関連する主な分野の標準化作業の概説だけを提示する。また、欧州委員会から CEN と CENELEC に提示された公式な標準化の依頼やマンドレートに基づく作業に関してのみ報告を行う。

なお、既述の通り、欧州委員会は同政策目標と合致した標準化マンドレートを CEN と CENELEC に提示する。CEN と CENELEC は、同マンドレートを受け入れ、依頼された標準を策定するかに関して自由に決定することができる。

同作業計画は、CEN と CENELEC が2016 年以前に承認した一連の標準化マンドレートに基づく内容である。

表7: CEN/CENELEC の2016年作業計画

トピックと担当機関	欧州委員会の公式指令（M/XXX）に基づく作業
電気工学	• M/117 – 建材（耐火性） • M/351 – 作業員の電磁波帯への曝露 • M/443 – ケーブル（電気や通信など） • M/462 – ICT（情報通信ネットワーク） • M/485 – 蛍光灯など • M/495 – エコデザイン指令（2009/125/EC） • M/511 – 低電圧指令（2014/35/EU） • M/519 – 発光ダイオード（LED） • M/XXX – 電磁両立性

エネルギーとユーティリティ	• M/347とM/374 - 測定器 • M/353 - 家庭用掃除機 • M/400 - ガス品質 • M/412 - 非自動計量器 • M/441 - ユーティリティメーターのオープンアーキテクチャ • M/457 - タイヤゲージ・管理システム • M/458 - 家庭用洗濯機 • M/459 - 家庭用冷蔵機器 • M/470 - 電動モーター • M/475 - バイオメタン • M/481 - 家庭用食洗機 • M/485 - 蛍光灯など • M/488 - エアコンと送風機 • M/495 - エコデザイン • M/498 - ポンプ • M/500 - 扇風機 • M/525 - 熱分解油 • M/533 - 代替燃料インフラ • M/534 - 給湯器 • M/535 - 室内暖房器
食料品と飼料	• M/381 - 食品衛生の検査法 • M/422 - 食品中の重金属とヨウ素の検査法 • M/463 - 食品汚染の検査法 • M/520 - 食品中のマイコトキシンの検査法 • M/521、M/522、M/523 - 家畜栄養分野の検査法
健康と安全性	• M/031 - 個人防護装備
冷暖房と換気	• M/BC/CEN/89/6 - ガス機器指令 • M/105 - 煙突、煙道、特定の製品 • M/109 - 火災報知機・探知機など • M/129 - 室内暖房器 • M/480 - 建物のエネルギー性能 • M/495 - エコデザイン • M/534 - 給湯器のエコデザイン • M/535 - 室内暖房器のエコデザイン
家電	• M/458 - エコデザイン：家庭用洗濯機 • M/459 - エコデザイン：家庭用冷蔵庫 • M/481 - エコデザイン：家庭用食洗機 • M/511 - 低電圧指令（2014/35/EU） • M/534 - エコデザイン：給湯器 • M/536 - 無線器指令（2014/53/EU） • M/XXX - 電磁両立性
機械	• M/071 - 圧力装置 • M/471 - 農薬散布用の機械 • M/498 - ポンプの標準
交通と自動車	• M/075 - レジャー用船舶・飛行機 • M/086 - 危険物の輸送 • M/300 - 空中ケーブルの設置 • M/338 - 道路通行料電子システムの相互運用性

	• M/421 - 自動車のオンボード診断と情報管理 • M/453 - 高度道路交通システム (ITS) • M/457 - タイヤ圧管理システム • M/468 - 電気自動車の充電 • M/483 - 鉄道システムの相互運用性 • M/486 - 都市の鉄道 • M/502 - デジタルタコグラフ用の封印シール • M/533 - 代替燃料インフラ
--	---

参照：CEN と CENELEC の[2016年作業計画](#) (2016年1月)

(4) CEN と CENELEC への新たな標準化依頼 (マンドート)

2016 年2月、欧州標準化機関である CEN と CENELEC は、欧州委員会から依頼された一連の新標準の策定を了承した。

これらの標準は、CEN/CENELEC の2016年作業計画 (前項目を参照) に含まれる標準化作業の長いリストに追加される。

表8: CEN/CENELEC への標準化依頼 (指令)

参照番号	依頼された作業の対象	承認番号
M/536	無線機器 (指令2014/53/EU の支援)	CENELEC D151/C085
M/537	換気ユニット：エコデザインとエネルギーラベル (指令(EU)1253/2014 と(EU)1254/2014の支援)	CEN BT C86/2015
M/538	アルコール燃料の暖炉 (指令2001/95/EC：一般製品安全性の支援)	CEN BT C123/2015
M/539	非家庭用の洗濯機、乾燥機、食洗器：エコデザインとエネルギーラベル (指令2009/125/EC と2010/30/EU の支援)	CEN BT C114/2015
M/540	掃除機：エコデザインとエネルギーラベル (EU 規則 666/2013の支援)	CENELEC D152/C022
M/541	測定器 (指令2014/32/EU の支援)	CEN BT C129/2015 CENELEC D152/C038
M/542	レジャー用船舶・飛行機・水上バイク (指令2013/53/EU の支援)	CEN BT C104/2015 CENELEC D151/C159
M/543	エネルギー関連製品の材料効率性に関するエコデザイン要件 (指令2009/125/EC の支援)	CEN BT C138/2015 CENELEC D152/C067
M/544	ネットワークスタンバイ (電気・電子機器の電力消費) のエコデザイン要件 (指令(EC)1275/2008と642/2009の支援)	CENELEC D152/C064
M/545	コンピュータとコンピュータサーバーのエコデザイン要件 (指令(EU) 617/2013の支援)	CENELEC D152/C064

参照：CEN/CENELEC の[ニュースレター](#) (2016年2月)